

出入国在留管理庁（入管 Immigration Services Agency）からのお知らせ②

あたら ざいりゅうしかくにんてい たいさく にほん はい ひと ざいりゅうしかくにんてい  
新しいコロナウイルスへの対策で、日本に入ることができない人のために、在留資格認定  
しょうめいしょ しょうめいしょ ゆうこうきげん とくべつ つく  
証明書（Certificate of Eligibility）の有効期限について、特別なルールを作りました。

（例） いつものルール → 特別なルール

ざいりゅうしかくにんていしょうめいしょ か ひ  
在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）に書いてある日から、  
3か月が過ぎる前に、査証（ビザ visa）をもらって、日本に入ります。

- ① 2019年10月1日から2019年12月31日に作られた在留資格認定  
しょうめいしょ しょうめいしょ ねん がつ にち ねん がつ にち つく ざいりゅうしかくにんてい  
証明書（Certificate of Eligibility）は、2021年4月30日まで、使うことができる  
ようになります。
- ② 2020年1月1日から2021年1月30日に作られた在留資格認定証明書  
ねん がつ にち ねん がつ にち つく ざいりゅうしかくにんていしょうめいしょ  
（Certificate of Eligibility）は、2021年7月31日まで、使うことができるようにな  
ります。
- ③ 2021年1月31日より後に作られた在留資格認定証明書（Certificate of  
ねん がつ にち あと つく ざいりゅうしかくにんていしょうめいしょ  
Eligibility）は、この証明書が作られた日から6か月間、使うことができるようにな  
ります。

★ 「日本に入ることができるようになった日」は、あなたが今住んでいる国や地域で決まりま  
す。↓を見てください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005848.pdf>

★ 査証（ビザ visa）は、大使館や領事館で、もらいます。

★ 在留資格認定証明書 (Certificate of Eligibility) に書いてある日から、3か月以上過ぎてから、大使館や領事館に書類を出すときや、日本に入るときは、「在留資格認定証明書 (Certificate of Eligibility) の申請をしたときの予定どおりの活動ができる」ということを会社などが書いた書類も出します。

★ 在留期限を長くするために必要なことや赤ちゃんが生まれたときに必要なことは、「生活・仕事ガイドブック」を見てください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004643.pdf>

★ わからないときは、入管 (Regional Immigration Services Bureau 出入国在留管理局) に質問してください。

外国人在留総合インフォメーションセンター (月～金 8:30～17:15)

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、PHS、外国から)

地方出入国在留管理局

札幌出入国在留管理局

TEL 011-261-7502

仙台出入国在留管理局

TEL 022-256-6076

東京出入国在留管理局

TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234 (IP、PHS、外国から)

横浜支局

TEL 0570-045259

045-769-1729 (IP、PHS、外国から)

名古屋出入国在留管理局

TEL 052-559-2150

大阪出入国在留管理局

TEL 06-4703-2100

神戸支局

TEL 078-391-6377

広島出入国在留管理局

TEL 082-221-4411

高松出入国在留管理局

TEL 087-822-5852

福岡出入国在留管理局

TEL 092-717-5420

那覇支局

TEL 098-832-4185